

令和元年度 第3回区長会 議事録

日 時 令和元年8月29日(木)
午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 日進市役所本庁舎4階 第2会議室

出席者 (区) 早川悦央(赤池区)、浅井幸三(浅田区)、今井猛(梅森区)、
柚木敏春(野方区)、志水重哉(蟹甲区)、福岡右三(折戸区)、
桜井政雄(藤枝区)、石原束(米野木区)、加藤保之(三本木区)、
福岡敏勝(藤島区)、福岡洋(本郷区)、丹羽正直(岩崎区)、
加藤直人(岩藤区)、村瀬末雄(北新区)、清水真一(南ヶ丘区)、
川勝正昭(五色園区)、川島宏道(香久山区)、田中拓己(岩崎台区)、
近藤芳孝(東山区)

(市) 萩野幸三(市長)、牧智彦(市民生活部長)、
伊藤肇(建設経済部担当部長)、西尾茂(建設経済部次長)、

事務局 岡部功(市民協働課長)、長原詠子(市民協働課課長補佐)、
村瀬周孝(市民協働課地域支援職員)、大竹玲子(市民協働課係長)、

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有 1名

議 題 等 1 依頼・報告事項
(1) 建設経済部からの依頼・報告事項
・「公園等愛護会活動」・「花いっぱい事業」の普及啓発について
(2) 市民生活部からの依頼・報告事項
・令和2年度日進市地域コミュニティ推進事業補助金(地域集会所建設等事業)当初予算要求のための実施予定調査について
・更生保護女性会について
・区長設置条例の改正に関する報告について

2 事務局からの連絡事項
・令和元年度区長への報告・依頼事項予定表(10月～11月)について
・市ホームページへの各区・自治会の行事予定表の掲載について

発言者	内容
	開会 午後1時30分
	市長あいさつ
	傍聴申し出1名。傍聴者入室。
会長	議題に入る。担当に説明を求める。
	1 依頼・報告事項 (1) 建設経済部からの依頼・報告事項

	・「公園等愛護会活動」・「花いっぱい事業」の普及啓発について
建設経済部担当部長	配付資料に基づき説明
会長	質疑・意見求める。
区長	1つの愛護会が1箇所の公園で活動をすることで助成を受けることができるのか、それとも1つの愛護会が区内すべての公園に対して活動しないと助成を受けることができないのかどちらでしょうか。
建設経済部次長	1つの公園に対して1つの愛護会を設置していただくことになり、各愛護会に対して活動費を助成します。助成金は公園愛護会の活動に対するものです。10人程度で1つの愛護会を組織していただきたいと考えています。
区長	公園の管理のためにどこの公園にも業者が入っていると思うのですが、公園愛護会を設置したことによって業者での管理の頻度が落ちることなどはあるのでしょうか。
建設経済部次長	愛護会の活動とは別に、業者でも年3回程草刈りなどを行います。愛護会では日頃の簡単な手入れなどをしていただくと非常に助かるかと思えます。
会長	ほかに質疑・意見求めるもなく、次の議題に入る。担当に説明を求める。
	1 依頼・報告事項 (2) 市民生活部からの依頼・報告事項 ・令和2年度日進市地域コミュニティ推進事業補助金（地域集会所建設等事業）当初予算要求のための実施予定調査について
市民生活部長	配付資料に基づき説明
会長	質疑・意見求める。
区長	記入例に前倒しでの実施の可否とありますが、区で判断してよろしいのでしょうか。
市民協働課長	令和元年度に区で対応可能な事業であれば、前倒し可としていただけたらと思います。前倒し可の事業であっても市の予算の都合もございますので、実際に対応できるかどうかは予算次第となりますが、最終的に予算があるようであれば、できる限り対応したいと思います。各区で前倒しできるかできないかを判断し、わかる範囲でご記入いただければと思います。
会長	ほかに質疑・意見求めるもなく、次の議題に入る。担当に説明を求める。
	1 依頼・報告事項

	(2) 市民生活部からの依頼・報告事項 ・更生保護女性会について
市民生活部長	配付資料に基づき説明
会長	質疑・意見求める。
区長	現在は19区に1名ずつ更生保護女性会会員がみえるが、区で推薦者がいなかった場合はいなくても良いということでしょうか。
市民協働課長	これまでは必ず1名ずつご推薦をお願いしていたが、話し合いをして更生保護女性会の自主性という形の中で、区長に必ず1名を推薦していただく形は止めることとなりました。ただし、更生保護女性会の構成によっては再度区長にお声がけさせていただき、どなたかを探していただくというお願いをすることはあるかもしれません。強制的に1名必ず推薦していただくという形は無くなります。
区長	今までは必ず推薦だったが、今後はそうではないという認識でよろしいでしょうか。
市民生活部長	更生保護女性会も会の目的に沿って活動してくださる方に会員になって欲しいとのことですので、強制ではなく任期の2年に1回区長をお願いをすることがあるかもしれませんが、慣例のように推薦してくださいということはないようにしたいとのこと。
区長	希望者も当然入られると思うが、ある地区で手を上げられた方がいたとしたら、その方が区から推薦された1名となるのでしょうか。
市民生活部長	区から出ますということであれば、区長の推薦という形でお受けしたいとは思いますが。必ず各区から推薦してくださいということではなく、区にこういう方がいますという話があれば区の推薦ということで更生保護女性会の方に紹介する形になると思います。今後会員が減少傾向にある場合はどなたか探していただけませんかというご依頼をすることなどがあるかとも思いますし、その中で区から推薦があれば区から1名出していただいたということになるかとは思いますが。
区長	手を上げた希望者がいた場合は区にその情報は入らないということですね。
市民協働課課長補佐	希望者の場合、担当係に更生保護女性会から必ず連絡が入ります。お住まいの地区を確認した上で、各区長にお知らせするようにさせていただき、知らない間に手が上がっているという状態がないようにしたいと考えています。

区長	定年などで退職予定の方が退職すると人数が激減するが、そうだとでも次を探す必要がないという認識でよろしいでしょうか。
市民協働課課長補佐	人数が減る分につきましては、更生保護女性会がこの人数ではなくなった場合に区によってはお願いをさせていただくことがあるかもしれませんが、必ず推薦してくださいという話ではございません。法律的な義務があるわけではございません。
区長	会の名簿の中で、継続して活動を希望していますとなっている方は担当課で本人に確認をとっていただいているという認識でよろしいでしょうか。区長から改めて推薦の必要はないのでしょうか。
市民協働課長	特にはございません。
区長	定年で退職予定の方が年度初めに次の方を考えているという話があり、その方を区長から推薦したとして、更生保護女性会で審査をして否認をするという可能性もあるような状況になるのでしょうか。
市民協働課長	紹介された方を始めから否認することはなく、更生保護女性会で活動をしていただいて、活動に対して問題がなければ継続していただくことになると思います。希望者調書の確認事項にもあるように、営利など活動に相応しくないと判断されるようなことがあり改善がないようであれば、継続していただくのは難しいということはあるかもしれません。基本にご紹介いただいた方が加入できないということではございません。
区長	今年度で退職の方に引継ぎの方を探してくださいということは言わないということではよろしいですね。
市民協働課長	退職の方にも引継ぎを必ず出してくださいということは言わないようにしたいと思います。
市民生活部長	どなたかいませんかと尋ねることはあるかもしれませんが、必ず推薦してくださいというものではありません。どなたか良い方がいたら教えてくださいというようなご依頼をすることはあるかもしれません。
区長	推薦者がいた場合はいつまでに報告するのでしょうか
市民協働課長	既に探していただいた方は令和2年1月末までに報告をお願いします。
区長	更生保護女性会の身分、法律的な位置づけはどのようになるのでしょうか。
市民協働課長	保護司などは法律的な身分がありますが、更生保護女性

	会に関してはありませんので任意団体となります。資料にある規約は日進市の規約ではなく、更生保護女性会で作成した規約になります。
区長	現在継続予定の方が6名いると思います。希望者や推薦がいなかった場合は最低6名の体制になることは継続予定の方は承知しているのでしょうか。
市民協働課長	承知していると伺っております。
会長	ほかに質疑・意見求めるもなく、次の議題に入る。担当に説明を求める。
	1 依頼・報告事項 (2) 市民生活部からの依頼・報告事項 ・区長設置条例の改正に関する報告について
市民生活部長	配付資料に基づき説明
会長	質疑・意見求める。
区長	身分が公務員特別職から私人になると思いますが、今まで区長という身分によって取ることができていた各種書類はどうなるのでしょうか。
市民協働課課長補佐	公用でご希望がある場合は市民協働課にご依頼していただければ、公用で市民協働課の方で取らせていただきたいと思います。
区長	委任と委嘱は何が違うのでしょうか。
市民生活部長	言葉的に公務員だと委嘱という形で私人だと委任という形になるので、条例改正の中で委任という言葉に変更するという書きぶりにさせていただきます。
区長	今までは公職選挙法の関係で区長として選挙に対してしてはいけないことなどがあったが、今後は立候補者を区長として応援するなどしてもよろしいのでしょうか。
市民協働課長	公職選挙法の適用を受ける公務員ではなくなるのですが、地区を代表される立場ではありますので、一概にできるかできないかを申し上げることは難しいです。
区長	罰則があるわけではないですね。
市民生活部長	日進市の条例で位置づけられた方ですので、罰則規定はございませんが、区長として弁えるという状況にはなるかと考えております。
区長	条例改正によってなる私人と特別職である公務員に関して、もう少し具体的に違いを教えてください。また、条例改正の趣旨を教えてください。
市民協働課長	特別職に関して限定的にするという法改正が国の判断で行われることになり、日進市の区長を特別職とすることが

	<p>限定された中ではできなくなったことによって条例の改正を行うことになりました。区長が私人になることによって変更される点に関しては、適用外となる公務災害の対応も含め、現在精査・整理中です。今までご依頼していたことについても、今後どのような扱いになるのかわかりましたら再度ご報告などしていくと思います。</p>
区長	<p>守秘義務に関してはどうお考えでしょうか。</p>
市民生活部長	<p>委任する中でそのような点も含めてお願いしていきたいなと思っています。もしくは別でそのことに関する書類をいただくことも1つの手立てかと思いますが検討中ですので、今後どこかで規定をさせていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>質疑・意見求めるもなく、次の議題に入る。担当に説明を求める。</p>
	<p>2 事務局からの連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度区長への報告・依頼事項予定表（10月～11月）について ・市ホームページへの各区・自治会の行事予定表の掲載について
事務局	<p>配布資料に基づき説明</p>
会長	<p>質疑・意見求める。</p>
区長	<p>区長座談会で質問させていただいた件について、岩崎川と天白川の河川敷に関して下流から綺麗にしているという話があるそうだが、いつ頃日進市までくるのでしょうか。具体的にいつ対応していただけるか返事をいただきたいです。</p>
事務局	<p>担当課に確認を取りまして、担当課を通じて連絡をいれるようにしたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに質疑・意見求めるもなく、閉会を宣す。</p>
	<p>閉会 午後2時30分</p>